

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 24 年 7 月 // 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 大分県豊後高田市来縄2870番地

氏 名 佐々木建設株式会社

代表取締役 佐々木 啓介 (印)

電話番号 0978-24-1115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	佐々木建設株式会社
事業場の所在地	大分県豊後高田市来縄2870番地
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	《06》 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 1,480,000千円
③従業員数	30人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"><li>解体工事 がれき類(コンクリート塊) → 再生処理業者に委託して、再生砕石として再資源化</li><li>木くず → 再生処理業者に委託して、破砕(堆肥化)して再資源化 又は焼却して灰を最終処分</li><li>道路建設工事 がれき類(アスファルト・コンクリート塊) → 再生処理業者に委託して再生骨材として再資源化</li></ul>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 状	【前年度（平成23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 発注者等と十分協議を行い廃棄物の抑制に努める。 着工前に念入りに計画を立て unnecessary 資材購入を控える。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場搬出廃棄物は適切に分別を行う。 分別が困難な場合は処理業者に相談のうえ、処理を行う。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 状	【前年度（平成23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	_____ t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	_____ t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 状	【前年度（平成23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	_____ t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	_____ t	t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	_____	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	_____ t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	_____ t	t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 状	【前年度（平成23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	———	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	———	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類	———	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	———	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 状	【前年度（平成23年度）実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	———	t
	再生利用業者への処理委託量	———	t
	認定熱回収業者への処理委託量	———	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	———	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	_____ t	t
	再生利用業者への 処理委託量	_____ t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	_____ t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	_____ t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			



平成24年度

産業廃棄物の処理計画書

大分県豊後高田市来縄2870番地  
佐々木建設株式会社

## 1 会社の概要

### (1) 会社名

佐々木建設株式会社

### (2) 資本金

4,500千円

### (3) 従業員数

30人

## 2 当該事業場において現に行っている事業の概要

### (1) 従業員数

30人

### (2) 元請完成工事高等

1,480,000千円/年

### (3) 事業概要

建設業許可業種 《土木一式工事業・建築一式工事業・とび土工コンクリート工事業・舗装工事業・造園工事業・管工事業・浚渫工事業・水道工事業》

平成23年度 年間完成工事高

約1,480,000千円/年

### (4) 工事施工等フローシート

図1による

### (5) 事業の展望

建設業を取り巻く環境は厳しいものと考えられるが一層の努力を進め今年度は前年度と現状程度の受注量を見込んでいる。

### (6) 廃棄物処理フローシート

図1による

### (7) 連絡先

担当者： 佐々木建設株式会社

工事部長

電話番号： 0978-24-1115

## 3 計画期間

平成 24年 4月 1日 から 平成 25年 3月 31日まで 1年間



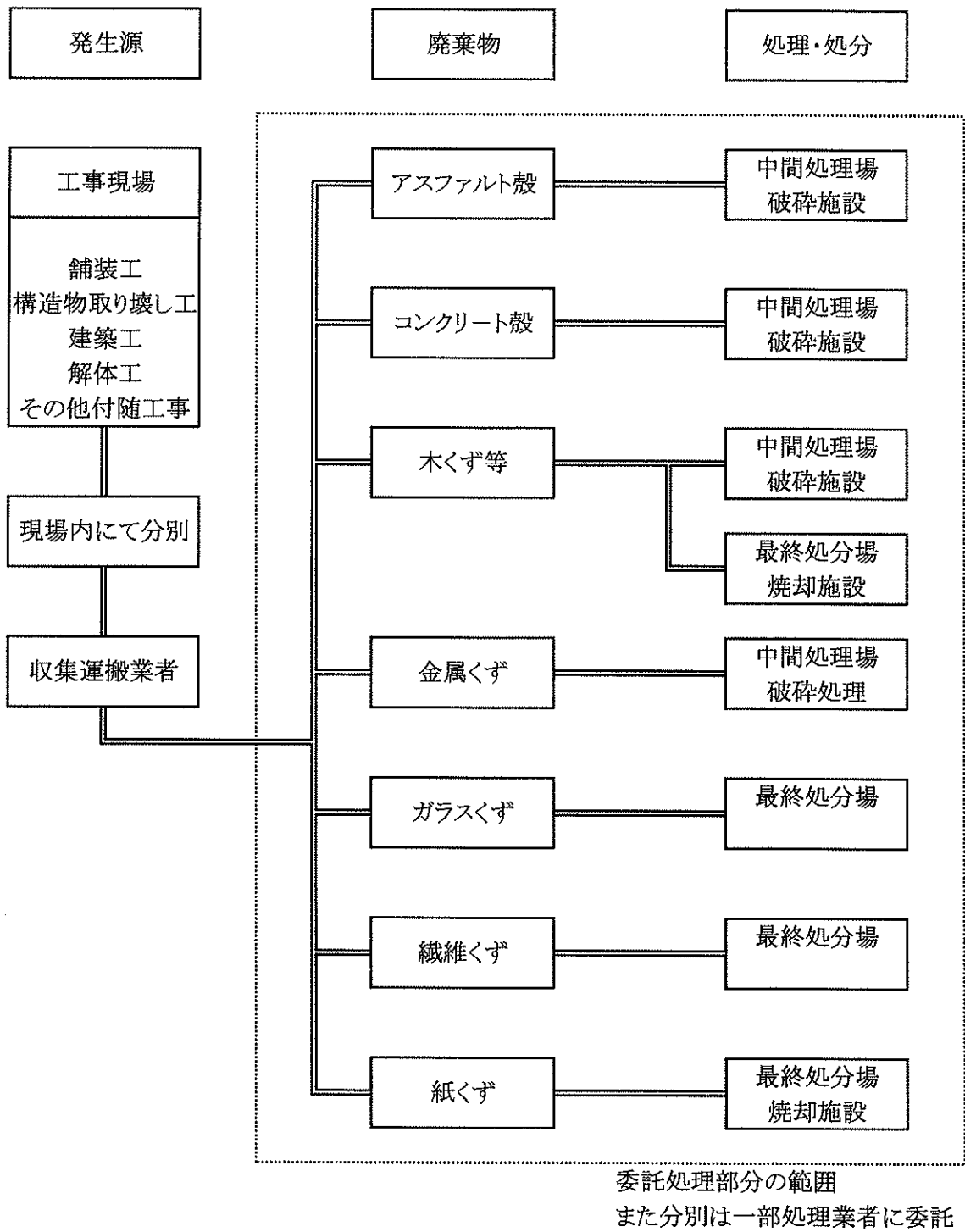


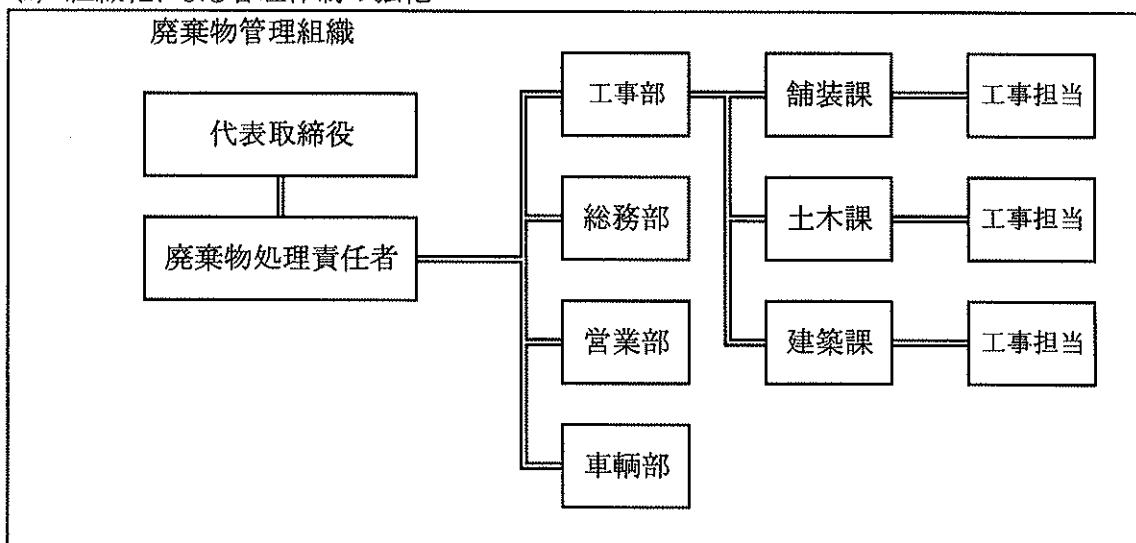
図1 工事施工等フローシート及び廃棄物処理フローシート

#### 4 産業廃棄物の処理にかかる管理体制に関する事項

##### (1) 責任者及び管理組織図

	役職・氏名	役割
統括責任者	代表取締役	・社内における全作業より発生する産業廃棄物の搬出経路・処理過程の把握と管理
廃棄物処理責任者	工事部長	・工事施工現場内の巡回等により適切な処理の指導・監督を行う ・廃棄物処理に関する教育・研修等を指示する
事務所内管理者	工事部次長	・マニフェストにより搬出量等の把握 ・委託業者に関する調査適合性の確認 ・最新処理情報の収集
現場内管理者	現場代理人 現場担当職員	・発注者監督官との搬出打合せ ・現場内における分別作業の指示・確認

##### (2) 組織化による管理体制の強化



##### (3) 教育・研修

- ・職員に教育を行い廃棄物に対する意識の向上及び取組方法を徹底させる。
- ・廃棄物処理責任者は現場担当者に定期的にヒアリングを行い  
実施状況及び適切化に努め各職員の意識の向上に努める。
- ・定期的に講師による研修会を催し最新の情報・管理体制を徹底させていく。

## 5 産業廃棄物の排出の抑制及び分別に関する事項

### (1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の処理にかかる法令・規則等を厳守し環境対策に努力・協力を行う。
- ②産業廃棄物の適切な分別作業を極力行い収集運搬業者への委託を行う。
- ③委託処理業者の適切な処理作業の確認を行い自社内においても管理を行う。

### (2) 廃棄物の排出の抑制事項

- ①発注者との十分協議を行い廃棄物搬出の抑制に努める。
- ②着工前に念入りに計画を立て unnecessary 資材購入に伴う発生を抑制する。

### (3) 廃棄物の分別に関する事項

- ①現場発生廃棄物は現場内において極力分別作業を行い搬出を行う。
- ②分別が困難な場合は処理業者に委託を行い適切な分別処理に努める。

## 6 産業廃棄物の再生利用に関する事項

### (1) 基本的事項

- ①廃棄物の中間処理再生材料の使用により最終処分廃棄物の抑制に協力を行う。
- ②自社内においても再生利用の情報収集を行い発注者と十分協議を行う。

### (2) 廃棄物の再生利用に関する事項

- ①工事着手前に発注者と念入りに協議を行い設計書記載のとおり極力使用する。
- ②廃棄物の再生利用の方法について発注者と協議を行う。
- ③再生利用についての情報収集の結果状況を取り入れ実際に実施を行う。

## 7 産業廃棄物の処理に関する事項

### (1) 現状及び目標

- ①現状における廃棄物の発生量を把握し排出の削減に努める。
- ②年度ごとに実施状況を整理し来期の削減活動に利用する。

### (2) 適切な処理作業を推進していくための取組

- ①処理業者の選定を排出時ごとに見直し適切な処理作業に努める。
- ②処理業者の現状受入れ状況等を常に把握し適切な処理を促す。

## 8 その他事項

その他の事項については随時改善を行っていく。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。